部長及び参事官
殿
所　　属　　長

免 許 発 第 ７ ０ 号
（県民、情管、生企、地域、捜一、
交企、交指、高速）
令和８年３月25日
30年保存（口訓）
本　　部　　長

機構改革に伴う免許センター所管に係る関係通達甲の一部改正について（通達甲）

来年度の機構改革に伴い、関係通達甲の一部を下記のとおり改正し、令和８年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

１　一部改正する通達甲

(1)　「交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（通達甲）」（平成28年１月18日免許発第13号）

(2)　「取消処分者講習の受講予約の受付等に関する事務取扱要領の制定について（通達甲）」（平成29年３月22日免許発第62号）

(3)　「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の制定について（通達甲）」（令和５年６月30日免許発第126号）

２　一部改正の要点

(1)　地域交通課の新設に伴う必要な改正を行ったこと。

(2)　用語の整理を図ったこと。

３　一部改正の内容

別記のとおり

別記

新旧対照表

新	旧
交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（通達甲）（抜粋） 別添 交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領 第３　通報連絡責任者の指定 １　略 ２　通報連絡責任者は、免許センターにあっては免許担当課長補佐を、高速隊にあっては副隊長を、署にあっては交通課長又は地域交通課長をもって充てる。	交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（通達甲）（抜粋） 別添 交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領 第３　通報連絡責任者の指定 １　略 ２　通報連絡責任者は、免許センターにあっては免許担当課長補佐、高速隊にあっては副隊長、署にあっては交通課長をもって充てる。

別記

新旧対照表

新	旧
取消処分者講習の受講予約の受付等に関する事務取扱要領の制定について（通達甲）（抜粋） 別添 取消処分者講習の受講予約の受付等に関する事務取扱要領 ４　事務取扱責任者等の指定 (1)　略 (2)　署事務取扱責任者 署に署事務取扱責任者を置き、交通課又は地域交通課の課長又は係長をもって充てる。 (3)　事務取扱担当者 免許センター及び署に事務取扱担当者を置き、免許センターにあっては講習係の職にある者の中から免許センター長が指定し、署にあっては交通課又は地域交通課の警察官の中から署長がそれぞれ指定する。	取消処分者講習の受講予約の受付等に関する事務取扱要領の制定について（通達甲）（抜粋） 別添 取消処分者講習の受講予約の受付等に関する事務取扱要領 ４　事務取扱責任者の指定 (1)　略 (2)　署事務取扱責任者 署に署事務取扱責任者を置き、交通課の課長又は係長をもって充てる。 (3)　事務取扱担当者 免許センター及び署に事務取扱担当者を置き、免許センターにあっては講習係の職にある者の中から免許センター長が指定し、署にあっては交通課の警察官の中から署長がそれぞれ指定する。

別記

新旧対照表

新	旧
点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の制定について （通達甲）（抜粋） 別添 点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領 第２　違反等登録票の点検 １　略 ２　署長等の措置 (1)　略 (2)　行政処分原票等の点検 ア　署長等は、本部所属にあっては交通警察に従事する警部補以上の階級にある者の中から、署にあっては交通課又は地域交通課の課長又は係長の職にある者の中から行政処分原票等に関する審査責任者を指定し、審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導・教養を行うものとする。 イ～エ　略 (3)～(5)　略 ３　略	点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の制定について （通達甲）（抜粋） 別添 点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領 第２　違反等登録票の点検 １　略 ２　署長等の措置 (1)　略 (2)　行政処分原票等の点検 ア　署長等は、本部所属にあっては交通警察に従事する警部補以上の階級にある者の、署にあっては交通課長又は交通係長の職にある者の中から、行政処分原票等に関する審査責任者を指定し、審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導・教養を行うものとする。 イ～エ　略 (3)～(5)　略 ３　略